

第 63 回全日本学生法律討論会

【学内予選のお知らせ！】

・法律討論会とは！

法律討論会では、参加大学の教員が持ち回りで法律に関する問題を出題します。その問題に対し、まず出場者(=論者)が自分なりの解答(=論旨)を作成し、次に会場においてその論旨を10分以内で発表します(=立論)。その後に設けられている10分間の質疑応答時間では、他の論者やその他の参加学生が立論に対して質問をします。審査員の先生方は、論旨の内容と質問に対する応答をもとに採点します。順位は総合点で決まります。

本討論会の参加大学は明治大学を含め関東から4校、関西から3校、九州、四国から3校の計10大学となっています。

また、この討論会において、優秀な成績を収めた明治大学の学生には、明治大学法学部より「**学部長賞**」が与えられます。この「**学部長賞**」はロースクールへ進学する際に加点ポイントとなり、ロースクール入試を有利にすることができます。学部長賞の対象となる賞は立論の部、質問の部それぞれに「立論賞」、「質問賞」として設けられています。

【本選詳細】

- ・日程：12月14日（土）
- ・会場：関西大学千里山キャンパス
- ・出題分野：憲法
- ・出題者：関西大学法学部教授 高作正博先生

※本選の開始時間等の詳細は後日ご連絡いたします。

今回の問題はこちら！

第 63 回全日本学生法律討論会問題

分野【憲法】

成年後見制度は、精神上の障がいにより法律行為における意思決定が困難な者について、その能力を補うことによりその者の財産等の権利を擁護するための制度である。例えば、悪徳業者の甘言により重要な財産の売買契約をしてしまった場合に一方的に取り消すことができるなど、成年被後見人が法律行為をすることによって不利益を被ることがないよう

にし、また、後見人が、成年被後見人に代わって、その所有に係る財産等を適切に管理し処分する契約を行うことなどにより、成年被後見人が適正な利益を享受することができるように設けられた。

成人の日本国民であるXは、医師により、自己の財産を管理・処分することができないとの診断及びその旨の鑑定意見を述べられ、家庭裁判所により、事理弁識能力を欠く常況にあると判断されて、平成19年に後見開始の審判（民法7条）を受けて成年被後見人となっている。他方、Xは、限られた日常的な言葉を使って会話をすることができ、また、保護され介助されて職に就くことができるとされているのであり、実際に、20歳になった昭和57年以降、平成19年に後見開始の審判を受けて成年被後見人となるまでは、棄権することなく選挙権を行使してきた。

ところが、公職選挙法11条1項1号（平成25年法律第21号による改正前のもの）が、選挙権及び被選挙権を有しない者として「成年被後見人」を規定していることから、Xは、選挙権を付与されないこととされた。そのため、平成21年8月30日及び平成24年12月16日の衆議院議員選挙、平成22年7月11日・平成25年7月21日の参議院議員選挙において、投票することができなかった（平成25年法律第21号による改正が成立していないものと仮定する）。

Xにとってどのような訴えが適切であるかについて検討した上で、この事案に含まれる憲法上の問題点を検討しなさい。

出題者 関西大学法学部教授 高作正博

・学内予選とは！

明治大学法学会は、法律討論会に出場する代表論者を決める**学内予選**を開催しております。これには、三年生以下の法学部生は誰でも出場できます。この機会に是非出場を検討してみてください。また、論者としてではなくても、質問希望の方や見学希望の方もお気軽に会場へお越しください。

【学内予選詳細】

- ・日程：11月23日(土)
- ・会場：明治大学駿河台キャンパス リバティータワー1076 教室
- ・審査員：明治大学法学部准教授 江藤英樹先生
- ・開場：12時30分（予定）
- ・開会：13時00分

※会場へお越しの際はスーツ着用をお願いします。

【申込要項】

- ・参加資格：明治大学法学部在籍の3年生以下の学生
- ・応募期限：11月16日（土）正午まで
- ・応募方法：法学会の担当者へ出場する旨を連絡
- ・担当者：明治大学法学会 関東学生法学連盟部
副責任者 原田浄良 メール：PC kiyora0425@gmail.com

注意事項

- ・多数の予選出場希望者がでた場合、出場希望者全員分の立論及び質疑応答の時間が確保できない可能性があります。その場合は、審査員の先生による論旨審査を行い、予選出場者を制限させていただきます。
- ・論旨審査の実施の有無に関しましては、予選2週間前に予選出場希望者が出席しましてから、ご連絡致します。
- ・上記のように論旨審査を行う場合、審査は予選当日の午前中に実施いたします。
- ・その論旨審査の結果、予選論者として論壇に立てる方を3名程度に選抜いたします。
- ・論旨審査の結果は当日12時30分には発表致します。審査の結果で残念ながら立論の対象にならなかった方も、予選においての立論者への質問、予選会後の審査員の先生との勉強会にはぜひご参加下さいませ。

◎討論会についてのご質問等ございましたら、上記連絡先にお気軽にご連絡ください。

以上